

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和2年7月2日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

議決事項

第1 議案第30号 文化財の登録の諮問について

報告事項

第1 新保健施設等複合施設整備の進捗状況について(資料1)

第2 曳舟小学校・放射第32号線(四ツ目通り)の拡幅の進捗状況について(資料2)

第3 すみだ郷土文化資料館の燻蒸作業等に伴う臨時休館について(資料3)

第4 新型コロナウイルス感染症対策における学校施設貸出の対応について(資料4)

第5 新型コロナウイルス感染症対策における今後の学校行事の実施について(資料5)

令和2年7月2日

新保健施設等複合施設整備の進捗状況について

1 概要

生涯健康都市を目指し、老朽化が進んでいる向島・本所の両保健センターを統合・集約するとともに、関係する施設を複合化した「新保健所を核とした複合施設」の整備について、平成29年度に策定した、墨田区新保健センター等複合施設整備基本計画に基づき、令和5年度の開設をめざし、整備を行う。

2 整備状況

別紙のとおり

3 今後の課題

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

ア 利用者・関係者からの意見聴取

当初は、意見聴取の方法としてワークショップの開催も検討していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、アンケート方式により意見集約を行う。

イ 設計工程への影響

現施設における備品設置状況や来所状況等、設計に係る現地確認が困難な状況となっている。

(2) 外部環境の変化への対応

アフターコロナや福祉、保健医療をめぐる社会情勢の変化、激甚化・頻発化する自然災害等、新施設を取り巻く様々な外部環境の変化も見据えながら、関係機関や関係部局との連携体制を構築するとともに、施設の整備や運用、新しいICT技術の活用について検討を進めていくことが必要である。

(3) その他の課題

新施設の建設工事にあたり、令和5年7月の完了を予定している東京都下水道局駒形幹線工事との工事ヤード等が重複することから、詳細な調整が必要となる。

4 整備スケジュール

令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
事業者選定		基本設計・実施設計			建設工事				外構工事	
▼埋蔵文化財 試掘調査		埋蔵文化財 掘削調査							★供用開始 (予定)	
東京都下水道局駒形幹線工事										

■ 計画コンセプト

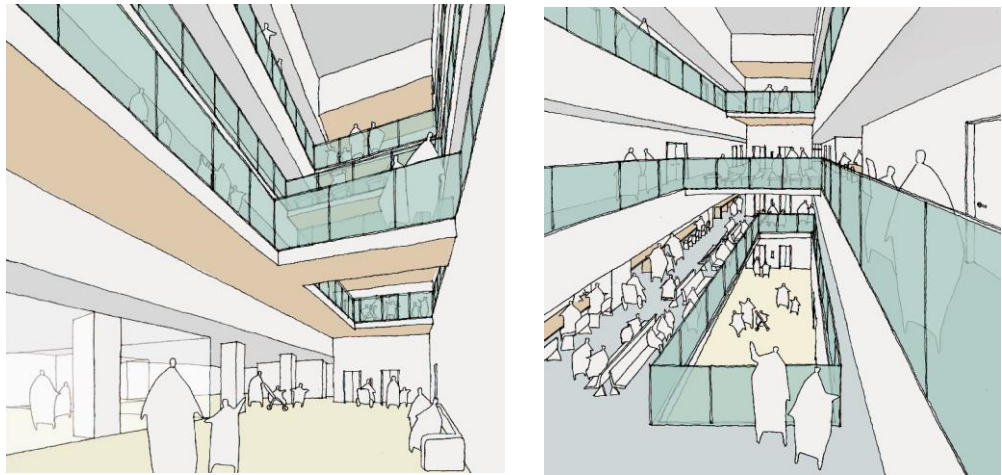
基本計画コンセプト「つなぐ つながる」

- 人と人
- 情報
- 安全
- 各専門窓口速やかに案内する「総合窓口」
 - 乳幼児健診や窓口に来た利用者が、気軽に交流しながら集える環境づくり
 - 区民誰もが楽しみながら健康への気づきにつながる情報展示コーナーや憩いの場としての区民ラウンジ
 - 多問題等の相談の際に、複数の部署が連携できる「共用相談室」・「カンファレンスルーム」
 - データヘルスの拠点として様々な健康情報の集約化と活用
 - 見通しのよさとプライバシーの確保
 - 多様な人々に対するユニバーサルデザイン
 - 災害時の拠点として、様々な災害や新たな感染症にも柔軟に対応

■ 施設概要

- 1階 保健所(乳幼児健診エリア)、ターミナル備蓄倉庫、多目的ホール、総合窓口 等
- 2階 保健所(執務室エリア、管理エリア)、共用相談室・カンファレンスルーム エリア 等
- 3階 (仮称)教育支援センター(教室エリア、会議室・研修室エリア、執務室エリア) 等
- 4階 子育て支援総合センター(交流室エリア、相談室・観察室エリア、執務室エリア)、保健所(検査室エリア) 等

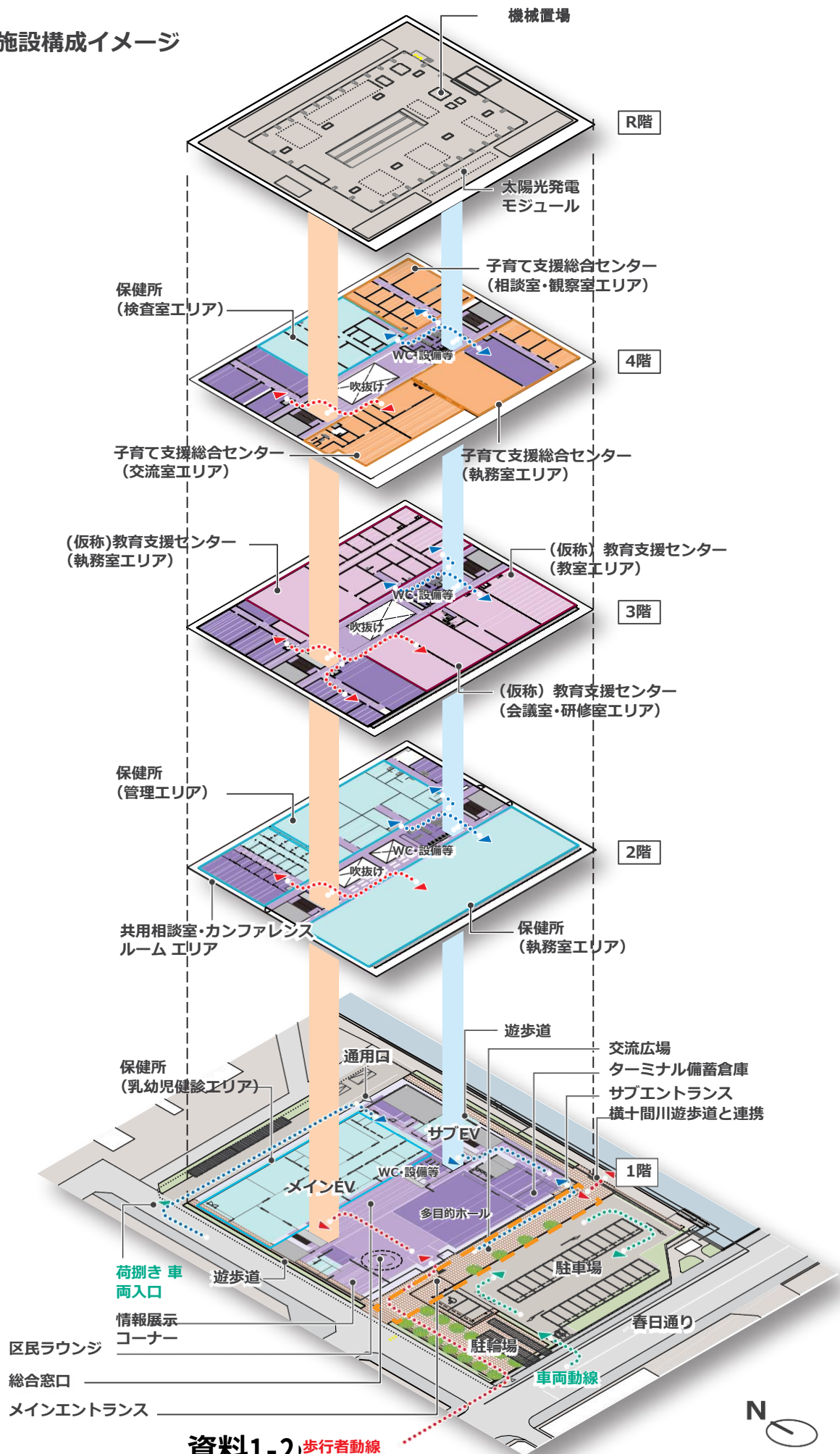
■ 内観イメージ



1階区民ラウンジより吹抜を見上げる
※手すりのガラス面は「下から見える」対策としてグラデーションフィルム等により視線制御を検討します。

3階区民ラウンジより吹抜に臨む

■ 施設構成イメージ



資料1-2 歩行者動線

外来者や職員など全てのの人に配慮した
センターコア型4層ユニバーサルプレート

効率的な動線分離や、大きな専用スペースを
確保するセンターコア方式

センターコア（トイレやEV等の主要な共用設備を建物の中央部に集約）方式の採用により、各階の南北にそれぞれの専有スペースを確保

将来の用途変更や改修に対応できるよう、フレキシビリティを確保するとともに、長期使用に耐える十分な性能を確保

外来者の利便性やプライバシーに合わせた
用途構成

まとまった利用者数が見込まれ、ベビーカーの利用も多い「乳幼児健診」の機能を1階に配置

多問題等の相談で複数の部署が連携して使用する「共用相談室」「カンファレンスルーム」を2階に配置

3階の「研修室」エリアと「教室」エリアは、利用者動線やゾーン分けを考慮し配置

子どもを遊ばせながら気軽に子育て相談できる「交流室」エリアと、プライバシーに配慮した「相談室」エリアを4階に配置

全ての利用者にとって安全・安心かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮
各フロアにだれでもトイレを設置

利便性と安全性に配慮した動線計画

エントランスはメイン・サブ共に南側とし、全ての来訪者にアクセスしやすい場所に設置
また、交流広場にかかる庇により雨に濡れずに往来が可能

駐車場動線は南側春日通りからの左折出入りとさせ、西側道路への車のアクセスを制限

防災・災害対策活動への対応

災害発生時には、保健衛生部門の活動拠点となることを想定し、非常用の発電設備を設置

災害発生時には、1階の多目的ホールと共用部、駐車場などの外部スペースを活用し、「ターミナル備蓄倉庫」（地域内輸送拠点）として機能

凡例

保健所

教育支援

子育て支援

共用施設・トイレ

ラウンジ・廊下等

機械室・その他

メイン動線（外来者、教員、健診）

サブ動線（職員、児童、生徒）

車両動線

曳舟小学校・放射第32号線（四ツ目通り）の拡幅の進捗状況について

曳舟小学校敷地における東京都の放射第32号線（押上三丁目～京島三丁目 860m）の拡幅及びプール等解体後の再整備については次のとおりである。

（1）放射第32号線の拡幅における事業計画の進捗について

放射第32号線拡幅の進捗は、58%（令和2年6月1日現在）である。現在、早期の用地買収契約締結に向けて、関係者及び関係団体と協議を進めている。

（2）プール棟解体後の再整備について

新プール棟概要

建物構造及び階数：RC造 4階建（延床面積約2,000㎡）

特別教室・諸室：プール、更衣室、多目的室、PTA室、特別活動室（学童クラブ）、
図書室、音楽室、トイレ、管理人室

（3）地域住民等への説明について

新プール棟建築工事の基本設計をまとめ、その後地域住民等へ再整備の概要について令和2年7月末までに説明していく。

（4）プール棟解体工事から新プール棟供用開始までのプール授業について

近隣小中学校又は民間プールの活用を含め検討中

（5）今後の予定

令和2年度	補償額の契約締結（各地権者・都・区）を協議中
	実施設計（令和2年7月～令和3年3月）
	プール棟解体工事（令和2年8月～令和3年2月）
令和3～4年度	新プール棟建築工事（令和3年7月～令和5年3月）
令和5年度	新プール棟供用開始（令和5年4月～）

すみだ郷土文化資料館の^{くんじょう}燻蒸作業等に伴う臨時休館について

1 臨時休館日とする日

令和2年9月8日（火）から9月10日（木）の3日間

2 目的

虫害・カビ等によるすみだ郷土文化資料館の収蔵資料の劣化・汚損を防ぐため燻蒸作業を実施する。また、特別収蔵庫を除く、資料館全館の殺虫消毒を実施する。

作業は人体に有毒なガスを使用するため、来館者の安全確保を図り、閉館とする。

3 根拠法令

すみだ郷土文化資料館条例施行規則第7条第2項

4 区民への周知

区のお知らせ8月21日号及びホームページに掲載する。

新型コロナウイルス感染症対策における学校施設貸出の対応について

1 理由

新型コロナウイルス感染症対策における学校施設貸出の対応としては、令和2年2月29日から貸出を休止していた（旧学校施設は同年3月30日から貸出休止）。

その後の、東京都、墨田区及び周辺区における感染状況等を踏まえ、以下のとおり、今後の対応方針を定めた。

本方針については、緊急に処理しなければならない事由で、かつ教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「墨田区教育委員会権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条の規定に基づき、令和2年6月22日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

2 対応方針

（1）貸出を再開する施設

区立小・中学校の校庭及び旧学校施設（旧隅田小学校、旧向島中学校）の校庭

※ なお、体育館、柔剣道場、教室等の屋内施設は引き続き貸出を休止する。

（2）貸出の再開日

令和2年7月11日（土）

（3）貸出申請の受付開始日

令和2年7月1日（水）

新型コロナウイルス感染症対策における今後の学校行事の実施について

1 理由

区立幼稚園・学校において実施する行事について、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえつつ、可能な限り実施する方向で検討した結果、以下のとおり、今後の実施方針を定めた。

本方針については、緊急に処理しなければならない事由で、かつ教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「墨田区教育委員会権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条の規定に基づき、令和2年6月29日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

2 実施方針

裏面のとおり

墨田区立幼稚園・学校における今後の学校行事の実施について

1 学校行事の実施についての基本的な考え方

- 新型コロナウイルス感染症への感染防止から「3つの密」を避けるため、複数学年が同一会場に集まらないようにする。
- 臨時休業期間の長期化に伴い、授業時間数の不足が見込まれることから、教科学習として位置付けた教育活動を実施する。

2 各種行事の実施の可否

(1) 健康安全・体育的行事

① 運動会、体育祭

ア 夏季休業日終了以後、感染症防止対策を行った上で、体育の授業の一環として行うとともに、成果の発表の場とする。

イ 実施内容は、短距離走や表現運動等、人の接触や密集の少ない競技で2種目に縮小し、午前中で終了できるようにする。

また、体育の授業の範囲内で準備し、特別時程等、長時間にわたる練習時間を要しない内容を工夫する。

ウ 学年を超えて一堂に集まって行う活動は行わない。校庭に出るのは発表する学年のみとし、他の学年は教室等で通常授業を行う。開・閉会式等を行う場合は、校内放送等を使用して各教室で行う。

エ 参観は当該学年の保護者のみとし、発表学年ごとに参観する保護者の入れ替えを行う。来賓及び地域の方の参観は、今年度はご遠慮いただく。

(2) 文化的行事

① 音楽会、合唱祭

飛沫感染防止のため、合唱及び鍵盤ハーモニカ等管楽器を使用した合奏を行うことができない。使用できる楽器が打楽器等に限定されるため、今年度は中止とする。

② 展覧会、文化祭

ア 夏季休業日終了後、感染症防止対策を行った上で、図画工作や美術等、関連する授業の一環として行う。

イ 実施内容は、作品や模造紙等による調べ学習のまとめ、映像等で展示する形式とし、発表は行わない。

ウ 会場は体育館等広い場所とし、学年を超えて一堂に集まって行う活動は行わない。

エ 鑑賞時間は学年ごとに指定するなど人数を制限し、多くの人が集まらないように工夫する。

オ 以上の方法で実施が難しい場合は、今年度は中止とする。

③ 学芸会

飛沫感染防止のため、大きな声を出しての発表を行うことができない。音読発表会や学習発表会等の通常の学習に代替し、今年度は中止とする。